

令和4年第3回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年3月4日(金)

午前10時00分開会 午前11時10分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室

3. 出席委員(農業委員14名) ※新型コロナ対策のため農業委員のみ参集

1 番 中田 安義	2 番 木浦 紀幸	3 番 神鳥 正貴
4 番 中山 誠治	5 番 岡 真由美	6 番 古川 憲吾
7 番 宮本 孝博	8 番 梶原 安行	9 番 是佐 恵美子
10 番 山田 政則	11 番 河井 孝之	12 番 岩木 國明
13 番 沖村 弓枝	14 番 河野 義刀	

4. 欠席委員(0名)

5. 議事録署名委員

3 番 神鳥 正貴 4 番 中山 誠治

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	河内 光也
係 長	比良 大助
主任主事	武田 枝梨加
(佐伯支所) 主任専門員	西田 昭子
(吉和支所) 主任主事	平井 翔太
(大野支所) 主任主事	奥田 規之
(宮島支所) 主任主事	平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について(利用権賃借)
- (2) 議案第 8 号 農地所有適格法人の承認について
- (3) 議案第 9 号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について
(空き家に付随する農地)
- (4) 議案第 10 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 11 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理処分
取消の専決処理について
- (4) 報告第 4 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局長	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。 ただいまから令和4年第3回廿日市市農業委員会総会を開会をいたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名中、14名の出席でございます。本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員を指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づきまして、3番の神鳥委員、4番の中山委員のご両名にお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず、初めに審議事項に入ります。 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号3番、4番については、議席番号3番の神鳥委員が関係する案件のため、先に番号1番、2番、5番を審議をします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号1番、2番、5番について説明させていただきます それでは、座って説明させていただきます。 議案書は2ページに総括表、3ページ、4ページに内訳、位置図は1ページから4ページになります。 番号1番、農地の所在地は、津田字中花上、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は3筆で2,861平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和14年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号2番、農地の所在地は、浅原字本郷、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆で2,257平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和9年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号5番、農地の所在地は、原字半明原、登記地目は畑です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆で109平方メートルで、利用目的は果樹です。期間は、公告日から令和9年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤促進法第18条第3項の各

	要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画うち番号1番、2番、5番についての説明を終わります。 ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 1番について木浦委員さん、2番について古川委員さん、5番について沖村委員さん、よろしくお願いいたします。
2番委員	番号1番について現地確認の報告をします。地図は1ページになります。ここは、右側が県道で、地図下側に佐伯支所がある所です。左方向が吉和方面になります。現地は佐伯支所から大体1キロ強ぐらいの場所にある所で、2月15日に河野会長、松井推進委員、事務局2名で確認しました。現地はもう既に機械を入れるために、道も全部整備されていました。このすぐ右側の家が要するに、貸人の〇〇さんのご自宅ですが、現在は誰も住んでおられない状態になっているという事で、借受人〇〇さんも比較的この近くにご自宅があるため、大変良い事だと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
6番委員	6番の古川でございます。2番について報告をいたします。2月15日に安井推進委員と事務局1名で現地の確認を行いました。位置図につきましては2ページになります。小瀬川と市野川が交わる合流地点、あるいは河原の上側っていいですか、これが186号線でございます。浅原の亀山神社がございますけども、その参道のそばに面して網掛けがしてある場所でございます。利用権を設定される〇〇さんですけれども、お勤めをされておられますので、農業は今までしたことはなく、ずっと休耕状態ということでございました。先ほど申しました、地図でもご案内のとおり、神社の参道に面した広い水田でございますので、これを確認に行きました。どうも稲作をそこでされたような状況はないのだけれども、草刈り等管理がきちんとされて、どうもトラクターで耕耘したような跡があるという事で、これ〇〇さんに確認しました。これまでも〇〇さんが草刈りや耕耘等トラクターを入れて混ぜるということについて、ボランティアみたいなもので、神社の参道沿いにやぶが立ったら困るという事で、管理されていたという事でございます。この度、利用権の設定ということになりましたので、耕作されるという事でありますので、これはもう何も問題はないと思います。良い事ですのでよろしくお願いいたします。以上です。
13番委員	13番の沖村です。5番の説明をいたします。2月22日に岡村委員と事務局とで現地確認に行きました。地図は4ページで

	す。場所は、原市民センターと〇〇さんの間の所になります。一畝ですけれども、今は何も作られておられない状態で、ほっておかれると放棄地になるかなという場所でした。道路が本当に田のあぜ道ぐらいしかないので、近くの〇〇さんが、ここもきれいにしてくださるという事でとても良い事だと思っております。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいまの３件について、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 別にございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようでございますのでお諮りをします。 議案第７号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号１番、２番、５番について承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第７号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号１番、２番、５番について承認することに決定をいたします。 それでは、続きまして議案第７号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号３番、４番について議案しますので、議席番号３番の神鳥委員のご退席をお願いいたします。 ＝神鳥委員退席＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第７号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号３番、４番について説明させていただきます。 議案書は２ページに総括表、３ページ・４ページに内訳、位置図は３ページになります。 番号３番、農地の所在地は、河津原字上中山谷、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は６筆で４，５６９平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和９年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号４番、農地の所在地は、津田字諏訪、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は１筆で３５０平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和６年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

	いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号3番、4番の説明を終わります。 ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 木浦委員さん、3番、4番お願いします。
2番委員	3番、4番について説明します。現地確認を報告します。これは、河津原と津田の境界線で隣接しているところで、地図では番号が3番なのですが、3、4という同一の場所に書いてあります。現地は、ずっとこれは上が要するに地方県道で県道上にずっとあるという事で、右下が廿日市市街地で、左上が吉和方面という事になります。現地は2月15日に河野会長、松井推進委員、事務局2名で確認しました。 これは休耕、要するに放棄地ということで、しかも割と湿田で人手による草刈りを行わないといけないということがあって、〇〇さんご自身もこの網掛けの、要するに右側の道分かれのところがご自宅という事で、所有者自身も高齢で、耕作と草刈りが放棄されたような状態です。今までも委員や議員皆さんで草刈りを行ったという事もあるという土地です。この度、神鳥委員がここを耕作されるという事です。非常に良い事です。それと、4番の〇〇さんのところですが、ちょうどここは現地の入口になっており、資材などを置かれるために4番は利用されるのではないかとはいいますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは、この3番、4番の件について、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 長年、この県道のそばの目に付くところで耕作放棄地になっておりました。〇〇さんと、おじいさんが県の〇〇とか、お父さんは〇〇もされておられたのですが、どうも今まで相続の関係でこの農地が十分管理できていたというのが現状でございます。それを今回、利用権設定で耕作されるということで、大変良い事であると思います。期待もしているところでございます。 これについて、皆さんご意見ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りをします。 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のうち、番号3番、4番について承認することに異議ございませんか。

	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、3 番、4 番について承認することに決定をいたします。 神鳥委員さん、席へお戻りください。 ＝神鳥委員復席＝
議長	次に、議案第 8 号 農地所有適格法人の承認についてを議案といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第 8 号 農地適格法人の承認についてご説明を申し上げます。 この議案につきましては、議案第 9 号の農地法第 3 条の農地の所有権移転に関連する議案ですので、先にこちら、議案第 8 号といたしまして上程させていただいております。 それでは、議案第 8 号 農地所有適格法人の承認についてご説明申し上げます。 それでは、議案書の 5 ページと、本日配布した議案第 8 号資料の①を併せてご覧ください。 今回、〇〇から農地を取得し、ハウスイチゴの栽培、生産加工などを行っていくために、農地所有適格法人としての承認申請が提出されたものでございます。 法人が農地を所持する場合、農地所有適格法人として承認されなければなりません。その承認につきましては、農業委員会で行うことになります。 それでは、農業委員会では農地所有適格法人を承認するにあたり必要な四つの要件がございます。まずはその四つの要件についてご説明申し上げます。 本日お配りした議案第 8 号資料①の 2 ページ目の下の段の青帯の農地所有適格法人の要件をご覧になりながらお話を聞いていただければと思います。まず、説明をいたします。 一つ目、法人の形態要件ですけれども、これは会社法に基づく農事組合法人、株式会社、合名、合資、合同会社のいずれかでなければなりません。 二つ目ですが、法人の事業要件です。主たる事業が農業及びその事業に関連する事業で、農業関連の売上げがその法人の全体売上げの過半であることが条件となります。 三つ目ですが、法人の議決要件です。法人が持つ総議決権のうち、議決権のある農業関係者の構成員の人数が過半であることでございます。その農業関係者とは、こちら資料にも記載してありますとおり 5 つの要件がございます。始めに、法人の行う農業に

常時従事する個人。二つ目として、農地の権利を提供した個人。三つ目といたしまして、農地中間管理機構等を通じて法人に農地を貸し付けている個人。四つ目として、基幹的な農作業を委託している個人。五つ目といたしまして、地方公共団体、農地中間管理機構などの職員である必要がございます。

四つ目でございますが、役員の要件でございます。役員の半分は農業に常時従事し、年間150日以上である構成員であること。かつ、役員または重要な使用人のうち1人以上が法人の農作業に年間60日以上従事することとなっております。

この四つの要件を満たせば農地所有適格法人として承認をされることとなります。

それでは、以上のことを踏まえまして、議案書5ページの議案第8号に沿って順番に説明をし、確認をしていきたいと思います。

まず始めに、一つ目の法人形態でございますけれども、〇〇、会社法に基づく農事組合法人、株式会社、合名、合資、同号会社のいずれかということでございますけれども、申請者は株式会社となっておりますので要件を満たしております。

続いて、②の事業要件でございますけれども、農業に関する売上げは今のところございません。理由といたしまして、この法人は設立間もないことから法人全体の売上げはございません。そのため、確認する方法といたしまして定款、計画書を元に判断することになります。この法人は、令和3年度に廿日市市農林水産課より認定新規就農者の承認を得ており、その計画の中で農業に関する売上げが半分を超えることの確認及びこの法人の定款第2条に目的が規定されており、その規定内容は農作物、果樹等の栽培、生産、加工及び販売、観光農園の運営など主たる事業及び農業に関連する事業が農業関係であることが認められます。また、農業の売上げが半分以上になることも推測されることから要件を満たしているものと考えられます。これにつきましては国、県の審査基準にも記載されております。

続いて三つ目の法人の議決要件でございますけれども、今回、法人の構成員は〇〇氏、この代表取締役、〇〇氏でございますけれども、1人で構成されております。この〇〇氏はその法人の行う農業に常時従事する農業従事者であるため要件を満たしております。資料でいきますと議決要件のところの一番上ですね、法人の行う農業に常時従事する個人ということで要件を満たしております。

続いて四つ目の役員要件でございますけれども、この法人は〇〇氏が役員も兼ねており、農業に常時従事する年間150日以上である構成員であり、かつ60日以上農作業に従事する重要な使用人1名を雇用しており、役員要件を満たしているということでございます。

議案書に戻って見ていただきますと、①のところに個人形態で株式会社、これは未公開でございます。

	2の事業要件のところでいきますと、農業に関する売上げはございませんけれども、定款及び計画書等で判断をしております。 議決要件につきまして総議決権が1、これは栗田氏1人でございまして、その〇〇氏が農業関係者ということで過半、100パーセントですけれども要件を満たしております。 4番の役員要件でございますけれども、この〇〇氏が役員を兼ねており、そのうち農業従事者役員が1ということで過半を超えており、また雇用従事者、重要な使用人の1人を常時従事者、60日以上農業に従事する従事者として雇用していることから役員要件も満たしております。 以上のことから、申請者は4要件を全て満たしているものと考えます。 今回、農地所有適格法人として承認をいただいた後には、毎年、農地所有適格法人として報告書を提出していただき、適正に農業が経営されているか否か農業委員会として確認していくことになります。 以上で議案第8号の説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	これ適格法人の承認について初めてで、今、局長から詳しい説明がありました。これについて、地元担当委員の意見をお伺いいたします。岡さんお願いします。
5番委員	5番の岡です。2月17日に現地へ確認に行っております。〇〇さんですけども、この度、去年度ですかね、家族で吉和に住所も移されまして暮らしておられます。6月1日付けで認定新規就農者も取得されておりますし、説明は今、事務局が言われたとおりでありまして、私からはこの時点では余り言うことはないのですが、3条でまた説明させてもらおうということで、何も問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	ただいま、地元の岡委員から説明がありましたのですが、3条の承認をそのときにまた詳しい説明するということですが、この法人の適格承認については農林水産課、また農業委員会事務局でいろいろ討議し、今回の経緯になって提案がされたわけでございます。 それでは、皆さんからのこれについてのご意見、ご質問等があればお願いいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りします。 議案第8号 農地所有適格法人の承認について決定することに異議ございませんか。

	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 8 号 農地所有適格法人の承認について決定をいたします。 続きまして、関連でございますが議案第 9 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積、空き家バンク付随する農地について議案といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 9 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地についてご説明を申し上げます。 すいません、本日お配りをいたしました議案第 9 号の資料①というのも併せてご覧ください。 場所につきましては、廿日市市飯山字中間で、所在地で行きますところら書いてある 4 筆で、面積が 2 6 3 平方メートルとなっております。 1 枚めくっていただいたところに空き家バンクの位置と、空き家バンクの付随農地として赤い印でこちら記入をしております。 空き家バンクに付随する農地につきましては、令和元年 1 2 月の総会におきまして定住促進等図る観点から、下限面積を 1 アールということで承認をいただいております。 この度、空き家バンクに新規 1 件、登録されましたので、それに付随する農地といたしまして、議案第 9 号資料①にありますように、こちらの農地の取得下限面積について承認を求めるものでございます。 空き家バンクに付随する農地の別段の面積について登録する際に総会の承認を得ることになっておりましたので、この度、議案第 9 号として上程をいたしております。 ご審議のほどよろしくをお願いします。あと、こちらがですね、1 0 号の農地法 3 条にする関連の議案であるため、先にこちら議案第 9 号として上程をさせていただいております。 ご審議のほどよろしくをお願いをいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑があればお願いをいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですのでお諮りをします。 議案第 9 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地について承認することについて異議ございませんか。 《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第 9 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地について承認することに決定をいたします。

続きまして、議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議案とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。

議案書は 7 ページに総括表、8 ページから 10 ページに内訳、位置図は 5 ページから 10 ページになります。

番号 19 番、農地の所在地は、玖島字景浦、登記地目は田及び畑です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方で耕作困難なためです。譲受人は既存の耕作地に近く一体的に営農するためで、有償の所有権移転です。

次に、番号 26 番、農地の所在地は、上平良字大原、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢で後継者への生前贈与をするためです。譲受人は母から農業経営を引き継ぐので、無償の所有権移転です。

次に、番号 34 番、農地の所在地は、大野字十郎原、登記地目は畑です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は隣接道がなく耕作に不都合なためです。譲受人は譲り受ける農地は自宅に隣接しており、自身は高齢ではあるが、同居の娘婿が経営者として耕作をするので有償の所有権移転です。

次に、番号 37 番、農地の所在地は、友田字尾ノ上、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は農地面積が小さく、農機具等の使用が不便なためです。譲受人は自宅及び自身所有の農地と隣接しており、耕作地に水あてをするなど一体的に活用ができ便利であるためで、有償の所有権移転です。

次に、番号 39 番、農地の所在地は、飯山字中間、登記地目は田及び畑です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は宅地とともに農地も売却するためです。譲受人は空き家バンク制度を利用し農業を始めるためで、有償の所有権移転です。

次に、番号 49 番、農地の所在地は、吉和字中頓原、登記地目は田及び畑です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人はビニールハウスも併せ、農地とともに譲渡するため。譲受人は会社を新規に設立し、農地所有適格法人としてイチゴのハウス栽培を開始するためで、有償の所有権移転です。

いずれも、譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積 10 アールを超えており、

申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないた

	め、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。 以上で、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議長	議案10号について説明が終わりました。これについて地元地区担当委員の意見ををお願いいたします。 19番、岩木さん。26番、是佐さん。34番、宮本さん。37番、河井さん。39番、神鳥さん。49番、岡さん。よろしくご説明をお願いします。
12番委員	12番の岩木です。番号19番の申請についてご報告いたします。地図は5ページでございます。2月16日に事務局2名のかたと堀田推進委員と私とで現地を確認いたしました。譲渡人は相続人〇〇さんは遠距離に在住しておられるため、耕作困難であるということで、譲受人〇〇さんとの3条申請でございます。譲受人は先ほど事務局からありましたように、手広く耕作されており、また耕作地も近くです。19番が小さい地図があらうかと思っております。19番はほ場整備してあるところの大きい田んぼで二町でございます。そして、今後、〇〇さんは農林業の研修等を受けられて、また自分自身で訓練をされ経営されるようです。何ら問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
9番委員	9番、是佐です。26番について説明します。2月16日、登推進委員と職員さんと3人で〇〇さんの土地を見に行きましたけど、〇〇さんは高齢でございます。高齢のため、息子さんの〇〇さんに譲られたいということで、何の問題もないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
7番委員	宮本です。34番についてご報告します。2月10日に大野支所の奥田さんと一緒に確認に行きました。吉田推進委員は別の日に行かれたようです。地図は7ページですけれど、その地図のちょうど北西ですかね、その辺りに〇〇というお宅があると思うのですが、これが譲受人のかたです。そこの畑に行く場合は、〇〇さんの庭を通るしか行く方法がないので、逆に言えば〇〇さんの前の庭の前に畑があるという感じで、ちょうど耕作するのが便利なところだろうと思っております。譲渡人の〇〇さんはここから南に300メートルぐらいのところにお宅があるのですが、その周りは人家とかアパートとかですね、少し荒れ地になっているところもあって本当に進入路がないので、その〇〇さんに譲ったという形だと思います。譲受人の〇〇さんも〇〇が田畑を耕作しておられて、自家消費用の田畑を耕作しておられて、農機具も一式あるということなので別に問題はないと思っております。現在、その畑は葉

	もの野菜を作っていました。ご審議をお願いします。
1 1 番委員	1 1 番の河井です。3 7 番の農地法の第 3 条の申請について説明を行います。2 月 1 6 日に小西委員、事務局 1 名と 3 人で現地確認をしております。場所は地図の 8 ページで友田の〇〇という〇〇があるのですが、その下より地図を見ていただきますと 8 0 メートルぐらい県道大竹・湯来線に面した場所にあります。このお寺の住職の香川さんの所有の農地ですが、入り口の幅が約 3 . 5 メートルぐらい、長さが 2 5 メートルぐらいはあるかと思います。奥の幅が 3 メートルぐらい。畦が 8 0 センチぐらいの細長い農地で、トラクターとかコンバインなどが一旦入りますと U ターンができないような細長い田で、非常に不便のために隣の農地の持ち主である〇〇さんに所有権を移転するものです。〇〇さんはこの畦を取り除き一枚の田にするそうです。そうすることにより、水をあてるのが非常に便利になり、農地の面積も広くなります。約 3 倍ぐらいの面積になるかと思います。〇〇さんもまだ 4 6 歳と若く、近所の農作業も受けておられますので、今後とも適切に管理されるものと思います。以上です。
3 番委員	3 番の神鳥です。3 9 番について説明いたします。先ほど事務局から空き家バンクの説明がありましたが、地図は 9 ページになります。9 ページを見ていただくのと、さっきの空き家バンクの地図と両方一度に見てください。場所は飯山、今時期、県道廿日市線を峠を登り切った辺から一番右手奥を見てもらったら白い山の鬼が城という山があります。その鬼が城、右手から左手に編みかけがありますが、鬼が城登山入り口になります。飯山で一番高い鬼が城の麓です。元に戻りまして、2 月 1 7 日、黒田推進委員、事務局 2 名、私、計 4 名で現地確認を行いました。譲渡人の〇〇さんは現在、広島市宇品にお住まいで、飯山に住んでおらず宅地とともに農地を廿日市市が行う空き家バンクに登録するものです。譲受人の〇〇さんは広島市五日市にお住まいですが、廿日市市の空き家バンクの事業を活用し、宅地とともに農地を取得し、野菜作りを始めるといことでございます。周辺の農地も荒廃化している感じがすごくありますが、こうした人が入ることによって農地が維持されるということは大変良い事ではないかと思います。 ご審議のほどよろしく願いいたします。 以上です。
5 番委員	5 番の岡です。番号 4 9 番についてご説明いたします。先ほど見てもらった案件からの続きでありますけども、現地確認は 2 月 1 7 日、私と中田さん、倉本さん、事務局 1 名とで現地確認をしております。場所は吉和に入りまして、地図は 1 0 ページですけども、網掛けの位置はもう少し行ったところに魅惑の里の入口があります。その手前左側に位置します。この物件ですけども、

	もともとは〇〇が〇〇を栽培していた〇〇でありまして、一昨年になるかと思うのですが、この物件の事でいろいろ市にも問い合わせたりして、何か宙ぶらりんになった物件でして、この度、事務所の移転が発生したという事で私も安堵しとるところであります。左上の所が〇〇さんの家になるのですが、そこでお母さんとお話した時にも私が生きている間にここの土地と建物をきれいにしておきたいのだという話をしました。この度、こうして〇〇さんが受け継いでくださるのでとても良い話だと思います。家族で移住されまして、子供さんも冬休み明けから学校に登校されております。〇〇さんも何年も前から神楽団にも入団されておりました、地域にも貢献されている方です。吉和を発展したいという意気込みもありますし、近辺の農地にも何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは、この件につきまして皆さんからのご意見、ご質問等を伺います。 ご意見ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りをいたします。 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	なしと認め、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は7ページに総括表、11ページに内訳、位置図は5ページになります。 番号46番、農地の所在地は玖島字景浦の第2種農地で、登記地目は田及び畑。面積は3筆で375平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地及び庭敷地として利用するための申請ですが、既に先代が農地転用の手続きを行わずに農地以外の用途、住宅用地及び庭敷地として使用しているため顛末書が提出されています。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積

	であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えられます。 以上で、議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議長	この件につきまして、地元地区担当委員のご説明をお願いします。
12 番委員	12 番の岩木です。番号 46 の許可申請についてご報告いたします。地図は遡っていただくようですが 5 ページでございます。譲渡人が恵下さん、譲受人が〇〇の代表、〇〇さんとの 5 条申請でございます。2 月 16 日に事務局員 2 名の方と堀田推進委員と私とで現地確認をいたしました。今現在は空き家になっているわけですが、46 番の右上のほうが〇〇さんの本宅でございます。本件の家の関係でもあり、隣接地ですので今後も宅地、あるいは庭敷地として利用されると思います。先ほど、事務局からございましたように、農地転用をしておられませんでしたので顛末書が添付されてました。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、この議案第 11 号につきまして、ご意見があれば、質問があればお願いをいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見ないようですのでお諮りします。 議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は 7 ページに総括表、12 ページに内訳、位置図は 11 ページ、12 ページになります。 今月の報告は、令和 4 年 1 月 11 日から 2 月 10 日までの間に受理した 2 件です。議案の朗読は省略させていただきます。

	番号４番は既に先代が農地転用の手続きを行わず、農地以外の用途に使用していたため顛末書が提出されています。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いをいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、報告を終わります。 報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は７ページに総括表、１３ページから１６ページに内訳、位置図は７ページ及び１２ページから１６ページになります。 今月の報告は、令和４年１月１１日から２月１０日までの間に受理した２件です。議案の朗読は省略させていただきます。 番号２番、先代が農地転用の届出を行わず、農地以外の用途として使用していたため、顛末書が提出されています。 番号３番、先代が農地転用の届出を行わず、農地以外の用途として使用していたため、顛末書が提出されています。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについての質疑等があればお願いいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、報告を終わります。

事務局	報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告します。 事務局から説明をお願いします。 報告第 3 号 地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理処分取消の専決処理についてご報告を申し上げます。 議案書は 7 ページに総括表、17 ページに内訳、位置図は 14 ページになります。 今月の報告は、令和 4 年 1 月 11 日から 2 月 10 日までの間に受理した 2 件です。議案の朗読は省略をさせていただきます。 今回のこの 2 件につきましては、報告第 2 号に番号 6 番、7 番に関連議案がございます。 こちら、両件とも申請人が自身の自己転用から業者への売買に変更となったため、こちら 4 条の届出の受理処分取消の申請がなされたものでございます。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知を交付したところでございます。 以上で、報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出受理処分取消の専決処理についてご説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて、質疑があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告を終わります。 報告第 4 号、地目変更登記に係る登記官からの照会について報告をいたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第 4 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告させていただきます。 議案書は 18 ページ、位置図は 17 ページになります。 広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、番号 31 番、過去に転用許可等はなく昭和時代に宅地転用後、数十年経過しており許可を得る必要があるが許可を得ていない案件で、住宅用地として既に利用されているため、非農地として処理する旨を回答しました。 以上で、報告第 4 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。

議長	事務局の説明終わりました。これについて、質疑等があればお願いをいたします。
	《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第４号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。 以上で、議事は終わります。 次回、第４回農業委員会総会は４月７日木曜日、廿日市市役所７階会議室で開催する予定にしております。よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

(閉会 午前１１時１０分)

以上のとおり会議の顚末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和４年４月７日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（３番委員）

廿日市市農業委員会委員（４番委員）
